

域内循環推進事業者募集要項

1. 募集の目的

平成21年4月1日に施行された「釧路市中小企業基本条例」は基本理念に域内循環、域外貨の獲得、域内連携を柱とした産消協働の考え方を取り入れ、地域の中小企業者を強めることで、地域経済を活性化させることを目的としております。

この基本理念に賛同し、域内循環への取り組みをすでに実施している、または実施しようとしている事業者を域内循環推進事業者として認定いたします。

2. 応募資格

釧路市を中心とした地域内において経済活動を行っている中小企業者等。

ただし、法人及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている場合は対象としない。

3. 応募方法及び事業の流れ

(1) 別に定める「宣誓書」に必要事項を記載し提出してください。

※ 「宣誓書」は釧路市ホームページからダウンロードできます。

(2) 域内循環推進委員会にて、宣誓された取り組みの審査を行います。

(3) 審査の結果、認定証を交付いたします。

(4) 認定されましたら、事業者情報を釧路市ホームページに掲載するため取材を行います。

(5) 取材後、釧路市ホームページで域内循環推進事業者として紹介いたします。

(6) 応募は、随時受け付けています。

4. 域内循環について

釧路市ホームページ <http://goo.gl/rcrm4>

a 「マンガで知ろう釧路市中小企業基本条例」第1話～第4話

b 逐条解説『釧路市中小企業基本条例』

※検索「釧路市役所」→産業・ビジネス > 産業・商業・企業支援 > 商業・中小企業 > 中小企業基本条例



5. 応募先

郵送もしくは持参による提出

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所 商業労政課 宛

TEL 0154-31-4548